

# 福井県報

第 401 号  
令和 8 年  
5月19日(火)  
火曜日発行

## — 目 次 —

### 告 示

- 生活保護法等の規定による指定介護機関の指定（286・地域福祉課）……………2
- 指定公金事務取扱者の指定（287・地域医療課）……………2
- 浄化槽法定検査手数料の改定（288・医薬食品・衛生課）……………2
- 救急業務に係る医療機関の認定（289・坂井保健所）……………3
- 土地改良区の定款変更の認可（290・福井農林総合事務所）……………3
- 土地改良区の定款変更の認可（291～293・丹南農林総合事務所）……………3
- 道路の位置の指定（294・敦賀土木事務所）……………3

### 公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（  
2件・広報広聴課）……………4
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（  
税務課）……………4
- 令和8年度福井県登録販売者試験の実施（医薬食品・衛生課）……………5
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見（2件・商業・市場開拓課）……………5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決  
定（公営企業課）……………7
- 農地を利用する権利の設定の裁定（中山間農業・畜産課）……………7
- 土地改良区の役員の退任（福井農林総合事務所）……………7
- 土地改良区の役員の就任（同）……………8
- 土地改良区の役員の退任（坂井農林総合事務所）……………8
- 土地改良区の役員の就任（同）……………8
- 土地改良区の役員の退任（丹南農林総合事務所）……………9
- 土地改良区の役員の就任（同）……………9
- 基本測量の終了（土木管理課）……………9
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決  
定（道路保全課）……………9
- 開発行為の完了（都市計画課）……………9
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（

- 警察本部会計課）……………10
- 公安委員会告示
- 警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による検定合格者審査の実施（  
51・生活安全企画課）……………10

# 告 示

## 福井県告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関を指定したので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

指定介護機関番号	サービスの種類	介護機関名称	介護機関住所	申請（開設）者	指定年月日
1871700983	居宅介護支援	かがやき荘居宅介護支援センター	福井県坂井市三国町陣ヶ岡13-3	かがやき荘居宅介護支援センター 渡邊 智弘	令和7年12月22日

## 福井県告示第287号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金交付事務を委託したので、同法243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所  
株式会社JT B福井支店  
福井県福井市中央1丁目2番1号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出  
医療機関等における賃上げ・物価高騰支援事業給付金
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和8年4月10日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和8年4月21日

## 福井県告示第288号

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定により指定した指定検査機関（一般財団法人北陸公衆衛生研究所）から検査の手数料を変更する旨の申請がありこれを承認したので、次のとおり公示する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 変更後の検査の手数料

(単位：円)

区分	処理対象人員	変更前		変更後	
		単独処理 浄化槽	合併処理 浄化槽	単独処理 浄化槽	合併処理 浄化槽
浄化槽法 第7条の規定 による検査	10人以下	10,000	10,000	-	11,000
	11人以上20人以下	11,000	12,000	-	13,000
	21人以上100人以下	13,000	17,000	-	18,000
	101人以上300人以下	17,000	21,000	-	22,000
	301人以上500人以下	20,000	24,000	-	25,000
	501人以上	23,000	28,000	-	29,000
浄化槽法 第11条の規定 による検査	10人以下	5,500	5,500	6,000	6,000
	11人以上20人以下	6,000	7,000	6,500	7,500
	21人以上100人以下	8,000	12,000	8,000	12,000
	101人以上300人以下	12,000	16,000	12,000	16,000
	301人以上500人以下	15,000	19,000	15,000	19,000
	501人以上	18,000	23,000	18,000	23,000

2 施行年月日  
令和9年4月1日

#### 福井県告示第289号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月19日  
福井県知事 石田 嵩人

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 宮崎病院
- 3 所在地 坂井市三国町北本町2-2-6
- 4 認定の有効期間  
自 令和8年6月2日  
至 令和11年6月1日

#### 福井県告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改

良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
九頭竜川左岸用土地改良区	令和8年4月30日

#### 福井県告示第291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
今立土地改良区	令和8年4月28日

#### 福井県告示第292号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
松ヶ鼻土地改良区	令和8年4月28日

#### 福井県告示第293号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
福井織田土地改良区	令和8年4月28日

#### 福井県告示第294号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月19日

福井県嶺南振興局長 高橋 道男

- 1 申請者の住所ならびに名称および代表の氏名

富山県富山市牛島町15番1号  
北陸電力送配電株式会社  
代表取締役 棚田 一也

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
敦賀市津内41号 三反田長4番19	7.00	5.80

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量  
福井県広報誌制作・配布業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県総務部知事公室広報広聴課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年3月30日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
株式会社福井新聞PRセンター  
福井県福井市大和田2丁目801
- 5 随意契約に係る契約金額  
56,934,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）

）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量  
テレビ広報番組「Wake Up!ふくい」制作・放送委託 テレビ広報番組改編業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県総務部知事公室広報広聴課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年3月30日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
福井放送株式会社  
福井県福井市大和田2丁目510
- 5 随意契約に係る契約金額  
53,117,680円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量  
eLTA X更改に伴う国税データ等変更対応、外形標準課税の適用対象法人の見直し対応および共通納税納付情報の自動連携対応に係る税務システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県総務部税務課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年4月22日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
株式会社NTTデータ

東京都江東区豊洲3丁目3番3号

5 随意契約に係る契約金額

108,082,590円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることにした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定に基づき、令和8年度福井県登録販売者試験（以下「試験」という。）を実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

1 試験日時

令和8年8月30日（日）

正午から午後4時45分まで

2 試験場所

福井大学 松岡キャンパス

吉田郡永平寺町松岡下合月23-3

3 試験方法

筆記試験

4 試験項目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

5 受験申請書の配布

(1) 配布期間

令和8年5月19日（火）から同年6月15日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日および祝日は除く。）

(2) 配布場所

ア 福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課

イ 県健康福祉センター

なお、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページからダウンロード可能。

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験申請書

イ 写真 1葉

(2) 受験手数料および納付方法

受験手数料13,000円を、下記のア、イのいずれかの方法により納付すること。ただし、電子申請または県外在住者による窓口申請の場合は、アにより納付すること。

ア 福井県手数料納付システム

イ 各県健康福祉センター窓口でキャッシュレス決済

(3) 受付期間

令和8年6月1日（月）から同年6月15日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（窓口は土曜日、日曜日および祝日は除く。）とし、郵送による場合は、令和8年6月15日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受付場所

ア 当該住所を管轄する県健康福祉センター（県内在住者（福井市除く））

イ 県健康福祉センター（福井市在住者）

ウ 福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課（県外在住者）

なお、電子申請により受験申請する場合には、福井県電子申請サービスにより申請すること。

7 合格者の発表

令和8年10月13日（火）午前10時から同年10月27日（火）の期間、合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板および県健康福祉センターの掲示板に掲示するほか、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

8 その他

受験手続その他試験に関する問い合わせは、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課（電話0776-20-0347）または県健康福祉センターあてに行うこと。（対応時間は土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで。）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
ドラッグコスモス堀ノ宮店  
福井市堀ノ宮1丁目206番 外
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山 英昭  
福井県福井市博多区博多駅東2丁目10番1号
  - 3 聴取した意見の概要  
福井市
    - ・空調室外機等の騒音発生施設の仕様等について十分配慮するとともに、定期的な点検等を実施し、施設の稼働や故障を起因とする騒音発生の未然防止に努めること。特に、24時間稼働する施設からの騒音については、十分留意すること。また、騒音発生施設の配置についても、住宅等と隣接する場所を避けるなどの配慮をすること。
    - ・早朝および夜間の搬入作業および荷捌き作業を避けること。
    - ・店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。
  - 4 聴取した意見の縦覧場所
    - (1) 福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課
    - (2) 福井市宝永2丁目4番10号  
宝永分庁舎  
福井市商工労働部商工労政課
  - 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
    - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
    - (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く。）
- 
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。
- 令和8年5月19日  
福井県知事 石田 嵩人
- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
クスリのアオキつくし野店

- 福井市定正町1108番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社クスリのアオキ  
代表取締役 青木 宏憲  
石川県白山市松本町2512番地
  - 3 聴取した意見の概要  
福井市
    - ・空調室外機等の騒音発生施設の仕様等について十分配慮するとともに、定期的な点検等を実施し、施設の稼働や故障を起因とする騒音発生の未然防止に努めること。特に、24時間稼働する施設からの騒音については、十分留意すること。また、騒音発生施設の配置についても、住宅等と隣接する場所を避けるなどの配慮をすること。
    - ・早朝および夜間の搬入作業および荷捌き作業を避けること。
    - ・店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。
    - ・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当すると想定されるので、同条例に基づく「特定工場設置届出書」を提出すること。なお、定格出力2.25kW以上の冷凍冷蔵室外機、空調室外機および送風機等が該当となる。
    - ・福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当する場合は、同条例の規制基準を遵守すること。

【規制基準値（第4種区域）】

朝（AM6：00～AM8：00）：65dB  
 昼（AM8：00～PM7：00）：70dB  
 夕（PM7：00～PM10：00）：65dB  
 夜（PM10：00～AM6：00）：60dB

    - ・夜間の自動車走行音の騒音レベル最大値が規制基準を超過している地点があるため、上記規制基準値を超えないよう配慮すること。
    - ・騒音規制法および振動規制法に基づく特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、「特定建設作業実施届出書」を提出するように工事業者へ伝えること。
    - ・高さ4mまたは合計表示面積30㎡を超える屋外広告物を設置する場合、行為の着手30日前までに『景観計画区域内における広告物の新設等届出書』を提出すること。（福井市景観条例に基づく屋外広告物に関する届出対象となるため。）
    - ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡を超えるため、駐車場法に基づき、路外駐車場の構造および設備の基準に適合させること。
  - 4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井市宝永2丁目4番10号  
宝永分庁舎  
福井市商工労働部商工労政課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く。）

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者等について、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月19日  
福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量  
粒状活性炭  
30,000キログラム
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県産業労働部公営企業課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年3月24日
- 4 落札者の氏名および住所  
株式会社酒井染料商会  
福井市松本3丁目19番1号
- 5 落札金額（税抜）  
1キログラム当たり1050.0円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和8年2月6日

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、下記農地について利用権を設定する裁定をしたので同法第

41条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年5月19日  
福井県知事 石田 嵩人

1 農地の所在等

番号	所在および地番	地目	面積（㎡）
1	福井市竹生町101字23番	田	911
	福井市竹生町104字8番	田	1,589
2	福井市上六条町36字5番	田	3,000
	福井市上六条町38字5番	田	1,800
	福井市上六条町42字13番1	田	1,767

2 農地を利用する権利の内容等

番号	農地を利用する権利の始期	存続期間	賃借に相当する補償金の額
1	令和8年6月1日	11年	27,500円
2	令和8年6月1日	11年	72,237円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

福井市松本3丁目16-10  
福井県農地中間管理機構  
公益社団法人ふくい農林水産支援センター 理事長 山本 明志

4 農地の所有者等の情報

番号	所有者
1	吉田 茂
2	木本 トヨ子

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福井地方法務局本局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は福井地方法務局本局において、補償金の還付を受けることができる。

麻生津土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月19日  
福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所  
理 事 村上 一美 福井市杉谷町26号25番地  
〃 清水 眞 福井市今市町32号52番地

- 〃 福野 和彦 福井市安保町8号21番地
- 〃 吉田 平信 福井市今市町16号4番地
- 〃 清水 勝栄 福井市今市町33号6番地
- 〃 清水 俊弘 福井市今市町32号53番地
- 〃 吉川 善朗 福井市杉谷町1号9番地1
- 〃 田中 英児 福井市杉谷町35号62番地甲
- 〃 辻岡 正充 福井市中荒井町9号1番地
- 〃 津々美 民治 福井市引目町14号20番地
- 〃 荒木 真一 福井市安保町8号26番地
- 〃 伊藤 利一 福井市冬野町16号6番地
- 〃 小幡 裕昭 福井市中野町10号21番地
- 〃 荒井 祥次 福井市花守町6号3番地
- 〃 直正 昭博 福井市三尾野町12号7番地1
- 〃 田端 輝永 福井市三尾野町8号6番地
- 監事 吉川 明博 福井市杉谷町26号46番地
- 〃 荒井 博之 福井市花守町4号18番地
- 〃 清水 義明 福井市今市町32号72番地

麻生津土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

- | 役員名 | 氏名     | 住所             |
|-----|--------|----------------|
| 理事  | 福野 和彦  | 福井市安保町8号21番地   |
| 〃   | 清水 俊弘  | 福井市今市町32号53番地  |
| 〃   | 吉川 善朗  | 福井市杉谷町1号9番地1   |
| 〃   | 清水 茂太  | 福井市今市町33号6番地   |
| 〃   | 村上 一美  | 福井市杉谷町26号25番地  |
| 〃   | 吉田 悦郎  | 福井市中荒井町11番地57  |
| 〃   | 津々美 民治 | 福井市引目町14号20番地  |
| 〃   | 大見 衛   | 福井市冬野町16号13番地  |
| 〃   | 小幡 裕昭  | 福井市中野町10号21番地  |
| 〃   | 荒井 博之  | 福井市花守町4号18番地   |
| 〃   | 直正 智海  | 福井市三尾野町12号7番地1 |
| 監事  | 清水 義明  | 福井市今市町32号72番地  |
| 〃   | 北川 憲人  | 福井市杉谷町1号10番地1  |

- 〃 田端 輝永 福井市三尾野町8号6番地

芦原土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

- | 役員名 | 氏名     | 住所               |
|-----|--------|------------------|
| 理事  | 橘 則雄   | あわら市番田第25号51番地   |
| 〃   | 竹内 軍治  | あわら市国影第5号3番地     |
| 〃   | 川崎 善徳  | あわら市堀江十楽第27号6番地1 |
| 〃   | 竹内 章雄  | あわら市舟津第14号41番地   |
| 〃   | 橋向 貞一  | あわら市二面3丁目710番地2  |
| 〃   | 吉田 正博  | あわら市牛山第13号39番地   |
| 〃   | 近藤 源一郎 | 坂井市三国町池上第23号5番地  |
| 〃   | 佐々木 信孝 | あわら市井江葎第19号18番地  |
| 〃   | 松永 豊   | あわら市重義第21号30番地   |
| 〃   | 北風 慶行  | あわら市田中々第30号21番地1 |
| 〃   | 近藤 清美  | あわら市布目第3号37番地    |
| 〃   | 齋藤 壽三雄 | あわら市宮前第6号9番地     |
| 監事  | 川寄 豊   | あわら市堀江十楽第27号7番地  |
| 〃   | 菊地 治男  | あわら市舟津第14号2番地    |
| 〃   | 近藤 肇   | あわら市布目第31号19番地   |
| 〃   | 高橋 研一  | 坂井市坂井町長屋第53号34番地 |

芦原土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

- | 役員名 | 氏名     | 住所               |
|-----|--------|------------------|
| 理事  | 川崎 善徳  | あわら市堀江十楽第27号6番地1 |
| 〃   | 田島 敬義  | あわら市井江葎第18号6番地1  |
| 〃   | 齋藤 壽三雄 | あわら市宮前第6号9番地     |
| 〃   | 山崎 康正  | あわら市舟津第14号34番地   |
| 〃   | 橋向 俊晴  | あわら市二面2丁目704番地   |
| 〃   | 三上 俊実  | あわら市牛山第13号59番地   |

- 〃 佐藤 嘉康 あわら市国影第6号13番地
- 〃 近藤 慎一 坂井市三国町池上第14号1番地
- 〃 後藤 重樹 あわら市重義第23号38番地
- 〃 後藤 邦夫 あわら市田中々第30号5番地
- 〃 中島 寛 あわら市番田第31号17番地
- 〃 近藤 正人 あわら市布目第32号58番地
- 監事 青山 善昭 あわら市番田第35号3番地1
- 〃 山本 康央 あわら市牛山第13号34番地
- 〃 砂長谷 佳泰 あわら市井江葎第23号45番地
- 〃 高橋 研一 坂井市坂井町長屋第53号34番地

鯖江日野川西部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年12月1日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理事 牧野 孝弘 鯖江市川去町38号14番地

鯖江日野川西部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月25日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理事 牧野 正宏 鯖江市川去町37号2番地1

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、令和8年4月24日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

1 測量計画機関の名称

国土地理院

2 作業の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

3 作業の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 作業の地域  
福井県全域

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

1 落札に係る物品の名称および数量

ロータリ除雪車（2.6m級） 1台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県土木部道路保全課

福井市大手3丁目17-1

3 落札者を決定した日

令和8年3月24日

4 落札者の名称および住所

株式会社中島建機

福井市下六条町35-25-1

5 契約金額

63,140,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和8年2月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

坂井市三国町新保40字上内籬丙28番4、28番6、29番1、29番3、29番4、29番5、30番2、30番3、53番、54番1、54番2および55番、新保41字高山甲1番1、1番3、1番6、2番14および2番15、新保47字高山丙1番4、2番1、2番3、2番4、2番8、2番9、2番10、2番11、2番12、2番13および10番ならびに新保97字港27番21、27番22、27番27および

27番31

2 開発許可を受けた者の住所および氏名  
坂井市三国町新保40号6番地  
株式会社三国  
代表取締役 坂本 和彦

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月19日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
福井県警察職員情報総合管理システムサーバ基盤移行業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県警察本部警務部会計課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年4月16日
- 4 随意契約の相手方の名称および所在地  
株式会社ブレイン  
大阪府大阪市中央区道修町4丁目1-1
- 5 随意契約に係る契約金額  
58,745,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

## 公安委員会告示

### 福井県公安委員会告示第51号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和8年5月19日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

- 1 審査の区分、実施日、時間および場所

### (1) 審査の区分、実施日および実施時間

検定の区分	実施日	実施時間
交通誘導警備業務1級	令和8年6月30日（火）	午前10時から 正午まで
交通誘導警備業務2級		午前10時から 正午まで
貴重品運搬警備業務1級		午前10時から 正午まで
貴重品運搬警備業務2級		午前10時から 正午まで
施設警備業務1級		午後2時から 午後4時まで
施設警備業務2級		午後2時から 午後4時まで
核燃料物質等危険物運搬 警備業務2級		午後2時から 午後4時まで

### (2) 実施場所

福井県福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部葵分庁舎3階会議室

### 2 定員

各10人

### 3 対象者

審査申請書提出時の住所地または所属している営業所の所在地が福井県内である次の者とする。

#### (1) 交通誘導警備業務1級

警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る1級検定に合格した者

#### (2) 交通誘導警備業務2級

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る1級検定または2級検定に合格した者

#### (3) 貴重品運搬警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る1級検定に合格した者

#### (4) 貴重品運搬警備業務2級

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る1級検定または2級検定に合格した者

#### (5) 施設警備業務1級

<p>旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る1級検定に合格した者</p> <p>(6) 施設警備業務2級 旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る1級検定または2級検定に合格した者</p> <p>(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級 旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る1級検定または2級検定に合格した者</p> <p>4 検定合格者審査の内容</p> <p>(1) 1級の検定合格者審査 ア 学科試験 (ア) 警備業務に関する基本的な事項 (イ) 法令に関すること。 (ウ) 警備業務の実施に関すること。 (エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 イ 実技試験 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること（徒手の護身術の基本動作を2種目）。</p> <p>(2) 2級の検定合格者審査 ア 学科試験 (ア) 警備業務に関する基本的な事項 (イ) 法令に関すること。 (ウ) 警備業務の実施に関すること。 (エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 イ 実技試験 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること（徒手の護身術の基本動作を1種目）。</p> <p>5 申請手続等</p> <p>(1) 受付期間 令和8年5月25日（月）から同年6月3日（水）までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後4時までの間（日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。）</p> <p>(2) 受付要領 審査希望者は、受付期間内に、下記7の問い合わせ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、審査申請書を提出すること。</p> <p>(3) 審査申請書等の提出先 検定合格者審査を受検しようとする者（以下「審査申請者」という。）の住所地または審査申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署（福井市及び永平寺町の区</p>	<p>域にあっては、福井県警察本部生活安全許認可センターへ提出) なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。</p> <p>(4) 提出書類等 ア 審査申請書 1通 イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの） 1葉 ウ 受検しようとする審査の区分に該当する旧検定合格証の写し 1通 エ 福井県公安委員会以外で旧検定合格証の交付を受けた者で、福井県公安委員会の行う検定合格者審査を受けようとする者にあつては、その者が福井県内に住所地を有することを疎明する書面またはその者が福井県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>(5) 手数料 4,700円に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。 なお、納付された審査手数料は、返還しない。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 検定合格者審査受検時の携行品 ・ 筆記用具 ・ 受検しようとする検定合格者審査の区分に係る旧検定合格証</p> <p>(2) 受検票の交付 受検票は、審査当日の受付時に交付する。</p> <p>7 審査に関する問合せ先 福井県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係 電話0776-22-2880（内線3192、3193）</p>
---	--

